

兵庫県公報

平成19年6月8日

第2号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告

ページ

○監査の結果について	1
○行政監査の結果について	26

監査委員公告

平成19年6月8日

兵庫県監査委員

天	宅	陸	行
久	保	敏	彦
中	村	雅	有
山	本	敏	信

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、平成19年1月25日から5月17日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を次のとおり公表する。

— 目 次 —

第1 監査報告の概要	-----	1
1 監査の実施方針	-----	2
2 監査の実施状況	-----	2
3 監査結果の総括	-----	4
第2 地方機関等の監査結果	-----	6
企画管理部関係	-----	7
健康生活部関係	-----	16
産業労働部関係	-----	17
農林水産部関係	-----	17
教育委員会関係	-----	18
公安委員会関係	-----	23

第 1 監 査 報 告 の 概 要

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し定期監査を実施した。

2 監査の実施状況

(1) 監査対象

定期監査の対象とした105地方機関等の名称及び監査の実施期間等は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施期間	監査総頁
企画管理部 東播磨県民局	平成19年 5月15日、5月16日	7頁
北播磨県民局	平成19年 5月 9日、5月10日	9頁
中播磨県民局	平成19年 2月 6日、2月 7日	11頁
西播磨県民局	平成19年 4月24日、4月25日	14頁
東京事務所	平成19年 4月26日	15頁
広域防災センター	平成19年 4月19日	15頁
健康生活部 中央こども家庭センター	平成19年 5月16日	16頁
姫路こども家庭センター	平成19年 2月 7日	16頁
県立こどもの館	平成19年 2月 8日	17頁
県立明石学園	平成19年 5月17日	17頁
食肉衛生検査センター	平成19年 5月 8日	16頁
県立のじぎく療育センター	平成19年 5月10日	16頁
産業労働部 県立姫路高等技術専門学院	平成19年 1月25日	17頁
農林水産部 県立農林水産技術総合センター	平成19年 5月10日	17頁
姫路家畜保健衛生所	平成19年 2月 8日	17頁
教育委員会 東播磨教育事務所 外 7機関 明石高等学校 外65校	平成19年 1月25日、1月26日、2月7日、 2月8日、4月19日、4月20日、4月25日、 4月26日、4月27日、5月8日、5月10日、 5月11日、5月16日、5月17日	18頁 ～ 22頁
公安委員会 明石警察署 外15署	平成19年 1月26日、2月8日、4月20日、 4月26日、4月27日、5月8日、5月11日、 5月17日	23頁

(2) 指摘状況

地方機関等ごとの定期監査の指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	収 入	支 出	財 産	工事事務	補助事業	契約事務	合 計
※東播磨県民局	2	3	2	1			8
※北播磨県民局	2	2	2				6
※中播磨県民局	6	2	3	1		1	13
※西播磨県民局	2	1	2	1	1		7
※中央こども家庭センター	1	1					2
※姫路こども家庭センター	1						1
※食肉衛生検査センター		1					1
県立姫路高等技術専門学院		1					1
※県立農林水産技術総合センター		1	1	1			3
※東播磨教育事務所	1	1					2
※北播磨教育事務所	1						1
※中播磨教育事務所	1						1
※西播磨教育事務所	1						1
※明石南高等学校	1						1
※錦城高等学校	1						1
明石清水高等学校	1						1
※農業高等学校	1						1
※東播工業高等学校	1						1
三木高等学校		1					1
※松陽高等学校	1						1
社高等学校		1					1
※播磨農業高等学校	1						1
※飾磨工業高等学校	1		1				2
※夢前高等学校	1						1
※龍野実業高等学校	1	1					2
山崎高等学校	1						1
伊和高等学校		1					1
合 計 (27機関)	29	17	11	4	1	1	63

(注) 1 収入、支出誤りとして指摘した金額(収入未済額を除く。)は、154,107千円である。

2 前回にも指摘を受けている機関(21機関)に※印を付記した。

3 監査結果の総括

今回の監査の結果、地方機関等に対する指摘は、27機関、63項目となっている。

この63項目のうち前年度と同様の事務処理誤りにより指摘を受けているものが10項目あり、その中には1億円を超える多額な支出誤りも含まれている。

このため、各地方機関等においては、今回の指摘を真摯に受け止め、徹底的な原因分析とそれに対する具体的かつ実効性のある対応策を講じ、今後、同様の事務処理誤りが生じることのないよう取り組まれない。

(1) 主な指摘事項について

「第2 地方機関等の監査結果」に記載している指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

ア 工事請負費の支出誤りについて（重点監査項目）

県が工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合、この指定部分の引渡しを受けるときに支払うべき工事請負代金は、指定部分の請負代金から、既に支払っている前払金のうち指定部分に係る金額を控除して算定するが、この控除すべき金額を誤ったこと等のため、3県民局で工事請負費（部分払金等）が、3件、6,844,816円過大支出、9件、139,535,940円過少支出となっていた。

イ 補助事業について（重点監査項目）

民生・児童協力委員設置等補助事業は、同協力委員のボランティア保険への加入や民生委員・児童委員との連絡会に要する経費等を補助するものであり、市が直接又は委託により実施することとされているが、市が補助により実施した内容の補助事業実績報告書を受領しているものが、1件あった。

ウ 占・使用料の調定事務について

漁港施設等の占用の期間が翌年度以降にわたる場合の占用料は、毎年度その年度分を徴収することとされており、その調定は当該年度当初に速やかに行うべきであるにもかかわらず、8か月以上経過しても調定されていない漁港施設占用料等が、47件、5,639,470円あった。

エ 漁港施設等の占用許可更新手続未了について

漁港施設等の占用許可期間満了後、引き続き許可を受けようとする者は、許可期間満了前の所定の日までに許可申請書を提出することになっているが、許可申請書や許可を受けた行為を廃止する届の提出がないのに、許可期間満了後、そのまま放置しているもの等、漁港施設占用等で許可更新手続未了のものが、34件あった。

このほか、港湾施設使用等で許可更新手続未了のものが、14件あった。

オ 重要物品の盗難について

高速度撮影システム(重要物品)の一部であり、使用時以外は専用ケースに施錠しないまま収納し机の下に置いていたモノクロ高速度カメラヘッド等を、平成18年2月6日(最終使用日)から7月25日(盗難発見日)までの間に盗まれていた。

(2) 留意・改善を求める事項について

財務に関する事務の執行等に関連して、特に留意・改善を求める事項は、次のとおりである。

ア 建設工事に係る入札・契約制度の改善等の周知徹底について

県では、透明性や公平性、競争性をより一層確保するため、一般競争入札の拡充や指名競争入札における指名業者数の拡大など建設工事に係る入札・契約制度の改善を行ってきたところである。

こうした取り組みによって、入札・契約事務が適正に執行されるよう、入札・契約制度の改善点と事務の重要性を関係職員に周知徹底されたい。

イ 適時、適切な調定事務について

主な指摘事項にも記載したとおり、今回の監査報告において、漁港施設占用料等の調定漏れ、47件、5,639,470円を指摘しているが、平成16年度にも当該地方機関における漁港施設占用料等の多額な調定遅れを指摘しているところである。

調定事務に関し数年内に二度に亘る不適切な事務処理となっていることから、組織全体のチェック体制を再点検するとともに、職員一人ひとりが、適時、適切な収入は県財政にとって極めて重要なことである認識を持ち職務に当たられたい。

ウ 新産業創出支援事業に係る補助金の利用促進について

新産業創出支援事業においては、より多くの企業等が活用し、新たな事業分野への進出が実現するように積極的な支援が行われているところであるが、補助事業の推進について、更なる周知等が必要である。

このため、今後とも、商工会議所及び商工会を通じた働きかけのほか、商工会等に加入していない中小企業者等に対しても、補助事業の目的や内容をより直接的に幅広くPRするとともに、大学等の関係機関との連携強化による新たな事業展開を促すなど、補助金の利用促進が一層図られるよう取り組まされたい。

エ 備品の適正な管理について

今回の監査において、県民局で管理している備品のうち取得年次の古いもので、現物が確認できないものや使用に耐えなくなっているのにそのまま放置されているものなど適正な管理が行われていない備品が見受けられた。

このため、備品管理に当たっては財務規則等に定められた事務手続を適正に行うとともに、かい長による自己検査において現物確認を行うなど備品の適正な管理に努められたい。

第2 地方機関等の監査結果

企画管理部関係

東播磨県民局

企画調整部

物品の損傷について（総務担当）

平成18年10月25日に自損事故により、公用車1台を損傷していた。

事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

県 税 部

1 県税の調定及び徴収状況について（加古川県税事務所、明石県税事務所）

平成18年度（12月末現在）における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

税目	区分	調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	13,538,719,602	8,226,336,510	73,076,234	5,239,306,858	60.8	60.2
	法人	2,407,201,779	2,392,897,645	1,129,416	13,174,718	99.4	99.0
税	利子割	135,928,198	135,928,443	0	△ 245	100.0	100.0
事業税	個人	706,644,767	591,417,654	3,077,800	112,149,313	83.7	82.3
	法人	11,652,290,816	11,610,424,992	2,880,144	38,985,680	99.6	99.5
不動産取得税		1,695,986,936	1,380,695,303	13,920,996	(112,395,700) 301,370,637	81.4	80.5
県たばこ税		5,932,664	5,625,178	0	307,486	94.8	—
ゴルフ場利用税		45,144,800	45,144,800	0	0	100.0	100.0
自動車税		8,794,345,836	8,193,797,792	40,488,779	560,059,265	93.2	92.4
軽油引取税		1,368,031,499	1,233,445,759	0	(91,193,110) 134,585,740	90.2	90.6
狩猟税		6,237,000	6,237,000	0	0	100.0	100.0
旧法による税		444,431	69,875	35,000	339,556	15.7	13.1
合計		40,356,908,328	33,822,020,951	134,608,369	(203,588,810) 6,400,279,008	83.8	83.3

（注）1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を（ ）内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、83.8%となっており、前年度同期と比較して0.5ポイント上昇している。

2 収税事務について（加古川県税事務所、明石県税事務所）

平成18年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は20人、総額は135,858,008円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

県民生活部

経理事務について（加古川健康福祉事務所、明石健康福祉事務所）

(1) 勤勉手当が、2件、245,778円過少支給となっていた。

(2) (節)備品購入費で支出すべき聴診器等購入代金、2件、71,700円が(節)需用費で支出されていた。

事務処理に当たり注意されたい。

地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県土整備部

1 収入の促進について（加古川土木事務所）

平成18年度(12月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は110件、総額は14,268,476円で、うち滞納繰越分は、64件、10,382,310円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

2 経理事務について（加古川土木事務所）

工事請負費(部分払金)が、1件、1,247,971円過大支出、1件、900,569円過少支出となっていた。

前年度に引き続き工事請負費の支出誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

3 占・使用許可事務について（加古川土木事務所）

平成18年3月までに許可期間が満了した道路占用のうち、18年12月末現在許可更新手続未了のものが1件ある。

早期に措置されたい。

4 工事関係事務について（加古川土木事務所）

緊急道路整備事業等に伴う物件移転補償の設計が、2件、207,460円過大設計となっていた。

前年度に引き続き物件移転補償の評価設計誤りが生じており、設計に当たりなお一層注意されたい。

北播磨県民局

企画調整部

1 経理事務について（総務担当）

通勤手当等が、3件、136,533円支給漏れとなっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

2 物品の損傷について（総務担当）

平成18年3月13日に自損事故により、公用車1台を損傷していた。

事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

県 税 部

1 県税の調定及び徴収状況について（社県税事務所）

平成18年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	4,907,788,993	2,917,957,612	22,292,818	1,967,538,563	59.5	60.4
	法人	898,973,860	891,241,459	94,872	7,637,529	99.1	98.8
	利子割	34,992,375	34,992,500	0	△125	100.0	100.0
事業税	個人	335,499,231	299,547,473	686,990	35,264,768	89.3	89.9
	法人	4,609,486,189	4,601,018,921	530,314	7,936,954	99.8	99.3
不動産取得税		840,482,720	712,817,662	1,151,279	(19,897,120) 126,513,779	84.8	88.1
県たばこ税		3,101,117	2,971,544	0	129,573	95.8	—
ゴルフ場利用税		1,894,727,500	1,836,186,900	0	58,540,600	96.9	95.1
自動車税		4,543,600,885	4,257,799,264	10,231,606	275,570,015	93.7	93.3
鉾区税		139,600	139,600	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		924,293,970	751,554,943	0	(29,442,337) 172,739,027	81.3	81.1
狩猟税		6,858,500	6,858,500	0	0	100.0	100.0
旧法による税		590,875	0	0	590,875	0	0
合計		19,000,535,815	16,313,086,378	34,987,879	(49,339,457) 2,652,461,558	85.9	86.0

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分等を()内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、85.9%となっており、前年度同期と比較して0.1ポイント低下している。

2 収税事務について（社県税事務所）

平成18年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は14人、総額は232,900,300円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

県民生活部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県土整備部

1 経理事務について（社土木事務所）

(1) (款)使用料及び手数料で収入すべき河川占用料、3件、61,810円が、(款)諸収入で収入されていた。

(2) 工事請負費(前払金及び部分払金)が、1件、5,200,000円過大支出、8件、138,635,371円過少支出となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

このうち、工事請負費の支出誤りは、前年度に引き続く事務処理誤りである。

2 管理事務について（社土木事務所）

平成18年12月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、1件、113平方メートルである。

無断使用の解消に引き続き努められたい。

中播磨県民局

企画調整部

1 県税の調定及び徴収状況について（姫路県税事務所）

平成18年度(10月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民	個人	10,736,260,394	4,635,286,133	76,544,608	6,024,429,653	43.2	43.9
	法人	2,524,242,281	2,470,242,874	1,055,297	52,944,110	97.9	97.6
税	利子割	184,083,611	184,099,448	0	△15,837	100.0	100.0
	個人	874,421,911	389,770,675	8,384,784	476,266,452	44.6	45.2
事業	法人	12,905,371,464	12,668,774,406	199,700	236,397,358	98.2	97.9
業					(42,046,630)		
税	不動産取得税	1,508,030,859	1,189,250,025	2,703,741	316,077,093	78.9	79.2
	県たばこ税	5,995,453	3,478,161	0	2,517,292	58.0	—
	ゴルフ場利用税	130,584,440	115,129,400	0	15,455,040	88.2	88.1
	自動車税	9,255,486,526	8,306,926,289	40,559,584	908,000,653	89.8	90.2
	鉾区税	176,800	176,800	0	0	100.0	100.0
	自動車取得税	3,082,912,400	3,082,932,500	0	△20,100	100.0	100.0
	軽油引取税	1,508,681,266	1,355,808,406	0	(111,091,593)	89.9	90.7
	狩猟税	9,658,000	9,658,000	0	0	100.0	100.0
	旧法による税	11,431,938	20,000	0	11,411,938	0.2	1.0
	合計	42,737,337,343	34,411,553,117	129,447,714	8,196,336,512	80.5	81.6

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を()内書きした。

2 料理飲食等消費税及び特別地方消費税を旧法による税として一括記載した。

徴収割合は、80.5%となっており、前年度同期と比較して1.1ポイント低下している。

2 収税事務について（姫路県税事務所）

平成18年度(10月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は22人、総額は363,378,253円である。

収入の促進になお一層努められたい。

3 経理事務について（総務担当）

- (1) 延滞金(漁港施設占用料延滞金)の所属年度を誤り、平成17年度収入とすべきところを18年度収入としているものが、2件、10,870円あった。
- (2) (目)雑入で収入すべき自動車保険金、1件、918,390円が、(目)弁償金で収入されていた。
- (3) 扶養手当等が、3件、46,200円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

このうち、給与関係の支給誤りは、前年度に引き続く事務処理誤りである。

4 物品の損傷について（総務担当）

平成17年12月15日から18年8月21日の間に衝突事故等により、公用車4台を損傷していた。事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

県民生活部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

地域振興部

1 経理事務について（姫路農林水産振興事務所）

漁港施設占用料等が、47件、5,639,470円調定漏れとなっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

2 占・使用許可事務について（姫路農林水産振興事務所）

平成18年3月に許可期間が満了した漁港施設占用等のうち、18年10月末現在許可更新手続き未了のものが34件ある。

早期に措置されたい。

県土整備部

1 収入の促進について（姫路土木事務所、姫路港管理事務所）

平成18年度(10月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は120件、総額は37,809,193円(不納欠損決定漏れを除く。)で、うち滞納繰越分は、102件、33,017,606円である。

収入の促進になお一層努められたい。

2 経理事務について（姫路土木事務所、姫路港管理事務所）

- (1) 消滅時効完成に伴う不納欠損の決定の行われていない港湾施設使用料が、1件、312,800円あった。
- (2) 時間外勤務手当が、3件、40,184円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

3 占・使用許可事務について（姫路土木事務所、姫路港管理事務所）

平成18年3月までに許可期間が満了した港湾施設使用等のうち、18年10月末現在許可更新
手続未了のものが13件ある。
早期に措置されたい。

4 契約事務について（姫路土木事務所）

岸壁エプロン舗装修繕工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件(不足額
1,211,830円)あった。
適正に契約事務を執行されたい。

5 工事関係事務について（姫路土木事務所）

河川立木伐採業務委託の設計が、2件、264,600円過少設計となっていた。
前年度に引き続き工事の設計誤りが生じており、設計に当たりなお一層注意されたい。

西播磨県民局

企画調整部

物品の損傷について（総務担当）

平成18年10月10日に自損事故により、公用車1台を損傷していた。

事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

県 税 部

1 県税の調定及び徴収状況について（上郡県税事務所、龍野県税事務所）

平成18年度(11月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

税目	区分	調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	4,564,837,486	2,499,097,928	11,489,098	2,054,250,460	54.7	52.5
	法人	672,692,437	658,523,321	150,072	14,019,044	97.9	96.7
税 事 業 税	利子割	26,628,532	26,629,434	0	△ 902	100.0	100.0
	個人	319,391,502	274,369,473	1,241,538	43,780,491	85.9	85.3
	法人	3,437,689,835	3,404,480,546	1,200	33,208,089	99.0	98.5
不動産取得税		731,434,441	511,496,888	2,121,700	(8,663,600) 217,815,853	69.9	65.0
県たばこ税		2,683,358	1,784,818	0	898,540	66.5	—
ゴルフ場利用税		378,407,240	267,089,532	0	111,317,708	70.6	68.5
自動車税		3,998,439,465	3,726,701,453	8,245,516	263,492,496	93.2	92.9
鉱区税		980,300	980,300	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		7,835,728,173	5,700,866,449	0	(2,125,225,250) 2,134,861,724	72.8	79.5
狩猟税		10,862,500	10,862,500	0	0	100.0	100.0
合計		21,979,775,269	17,082,882,642	23,249,124	(2,133,888,850) 4,873,643,503	77.7	79.9

(注) 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を () 内書きした。

徴収割合は、77.7%となっており、前年度同期と比較して2.2ポイント低下している。

2 収税事務について（上郡県税事務所、龍野県税事務所）

平成18年度(11月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は17人、総額は316,712,091円である。

収入の促進になお一層努められたい。

県民生活部**補助事業について（龍野健康福祉事務所）**

民生・児童協力委員設置等補助事業は、市町が直接又は委託により実施することとされているが、関係団体への補助により実施している市があった。

市が補助により実施した内容は県の補助目的を達成しているが、補助事業の実施に当たっては、適正に事務処理されたい。

地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県土整備部**1 収入の促進について（上郡土木事務所）**

平成18年度(11月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は17件、総額は3,069,861円で、うち滞納繰越分は、5件、267,121円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

2 経理事務について（上郡土木事務所）

工事請負費(部分払金)が、1件、396,845円過大支出となっていた。

前年度に引き続き工事請負費の支出誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

3 管理事務について（龍野土木事務所）

平成18年11月末現在において当所が把握している廃道敷地の無断使用は、2件、32平方メートルである。

無断使用の解消に努められたい。

4 工事関係事務について（上郡土木事務所）

地方港湾改良事業の設計が、1件、280,350円過大設計となっていた。

設計に当たり注意されたい。

東京事務所**広域防災センター**

事務処理は、おおむね適正と認められた。

健康生活部関係

中央こども家庭センター

1 収入の促進について

平成18年度(12月末現在)における障害児福祉施設弁償金等の収入未済額は、697件、12,255,338円で、うち滞納繰越分は、550件、9,901,667円である。

収入の促進に努められたい。

2 経理事務について

報償費(謝金)が、1件、30,000円支出漏れとなっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

姫路こども家庭センター

収入の促進について

平成18年度(10月末現在)における障害児福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は429件、総額は7,532,998円で、うち滞納繰越分は、347件、5,935,410円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

食肉衛生検査センター

経理事務について

報酬等が、2件、14,900円過少支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

県立のじぎく療育センター

利用状況について

平成18年度(12月末現在)における当療育センターの利用状況を前年度同期と比較すると次表のとおりである。

区 分	外 来 患 者		入 院 患 者					
	延べ人員	1日 平均	延べ人員	1日 平均	病 床 数		病 床 利 用 率	
					許 可 病 床	稼働 病 床	許 可 病 床	稼働 病 床
平成 18 年度 (12月末)	人 9,214	人 50	人 9,399	人 34	床 220	床 64	% 15.5	% 53.4
平成 17 年度 (12月末)	9,960	54	12,589	46	220	96	20.8	47.7
差 引 増 減 (△)	△ 746	△ 4	△ 3,190	△ 12	0	△ 32	△ 5.3	5.7

(注) 平成18年4月1日から稼働病床数を96床から64床に減床している。

県立こどもの館**県立明石学園**

事務処理は、おおむね適正と認められた。

産業労働部関係**県立姫路高等技術専門学院****経理事務について**

扶養手当等が、3件、85,600円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

農林水産部関係**県立農林水産技術総合センター****1 経理事務について**

通勤手当が、1件、11,300円過少支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

2 物品の損傷について

平成18年8月9日に衝突事故により、公用車1台を損傷していた。

事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

3 工事関係事務について

魚類飼育用ボイラー更新工事の設計が、1件、397,950円過大設計となっていた。

設計に当たり注意されたい。

姫路家畜保健衛生所

事務処理は、おおむね適正と認められた。

教育委員会関係

東播磨教育事務所

1 収入の促進について

平成18年度(12月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は1,967件、総額は160,380,890円で、うち滞納繰越分は、1,663件、132,832,570円である。

収入の促進になお一層努められたい。

2 経理事務について

旅費等が、7件、36,220円過大支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

北播磨教育事務所

収入の促進について

平成18年度(12月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は1,269件、総額は103,603,600円で、うち滞納繰越分は、1,034件、81,357,040円である。

収入の促進になお一層努められたい。

中播磨教育事務所

収入の促進について

平成18年度(10月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は2,750件、総額は220,990,460円で、うち滞納繰越分は、2,522件、198,550,140円である。

収入の促進になお一層努められたい。

西播磨教育事務所

収入の促進について

平成18年度(11月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は1,567件、総額は122,560,180円で、うち滞納繰越分は、1,489件、115,125,780円である。

収入の促進になお一層努められたい。

県立教育研修所**県立図書館****県立嬉野台生涯教育センター****県立歴史博物館**

事務処理は、おおむね適正と認められた。

明石南高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(12月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、7件、62,400円である。

納期内納付の促進に努められたい。

錦城高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(12月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、84.6%で低率であり、また、定時制高校授業料の収入未済額は、37件、95,500円である。

納期内納付の促進に努められたい。

明石清水高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(12月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、6件、57,600円である。

納期内納付の促進に努められたい。

農業高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(12月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、78.7%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、31件、331,200円、定時制高校授業料の収入未済額は、39件、111,300円である。

納期内納付の促進に努められたい。

東播工業高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(12月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、33件、336,000円である。

納期内納付の促進に努められたい。

三木高等学校**経理事務について**

勤勉手当が、1件、16,685円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

松陽高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(12月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、78.4%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、10件、96,000円、定時制高校授業料の収入未済額は、41件、106,300円である。

納期内納付の促進に努められたい。

社高等学校**経理事務について**

電気料金の遅収加算額を、1件、20,051円徴収されていた。

事務処理に当たり注意されたい。

播磨農業高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(12月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、16件、144,000円である。

納期内納付の促進に努められたい。

飾磨工業高等学校**1 授業料の徴収状況について**

平成18年度(10月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、85.6%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、19件、177,600円、定時制高校授業料の収入未済額は、91件、235,800円である。

納期内納付の促進に努められたい。

2 盗難について

平成18年2月6日から7月25日までの間に高速度撮影システムの一部が盗まれていた。

盗難の防止に努められたい。

夢前高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(10月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、12件、81,600円である。

納期内納付の促進に努められたい。

龍野実業高等学校**1 授業料の徴収状況について**

平成18年度(11月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、80.8%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、30件、316,800円である。

納期内納付の促進に努められたい。

2 経理事務について

扶養手当等が、3件、14,805円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

山崎高等学校**授業料の徴収状況について**

平成18年度(11月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、9件、81,600円である。

納期内納付の促進に努められたい。

伊和高等学校**経理事務について**

通勤手当が、3件、13,100円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

明石高等学校**明石北高等学校****明石城西高等学校****明石西高等学校****加古川北高等学校****加古川東高等学校****加古川西高等学校****加古川南高等学校****西脇高等学校****西脇北高等学校****西脇工業高等学校****三木北高等学校****三木東高等学校****吉川高等学校****高砂高等学校****高砂南高等学校****東播磨高等学校**

播磨南高等学校
小野高等学校
小野工業高等学校
多可高等学校
北条高等学校
姫路別所高等学校
姫路東高等学校
姫路北高等学校
姫路西高等学校
姫路飾西高等学校
姫路南高等学校
網干高等学校
姫路工業高等学校
姫路商業高等学校
香寺高等学校
家島高等学校
相生高等学校
相生産業高等学校
龍野高等学校
新宮高等学校
太子高等学校
赤穂高等学校
福崎高等学校
神崎高等学校
上郡高等学校
佐用高等学校
千種高等学校
姫路聴覚特別支援学校（旧姫路聾学校）
のじぎく特別支援学校
いなみ野特別支援学校
北はりま特別支援学校
姫路特別支援学校（旧姫路養護学校）
播磨特別支援学校
西はりま特別支援学校
赤穂特別支援学校

事務処理は、おおむね適正と認められた。

公安委員会関係

明石警察署
三木警察署
社警察署
加西警察署
西脇警察署
加古川警察署
高砂警察署
姫路警察署
飾磨警察署
網干警察署
福崎警察署
たつの警察署
相生警察署
赤穂警察署
佐用警察署
宍粟警察署

事務処理は、おおむね適正と認められた。